

表彰規程

公益社団法人 石川県作業療法士会

(趣旨)

第1条 この規程は、本会が行なう表彰に関する基準を定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 この規程に基づく表彰の種類は、次の各号とする。

(1) 名誉会員表彰

定款第5条第3項に基づき、名誉会員として表彰する。

(2) 永年会員表彰

本会の正会員として20年継続しているものを永年会員として表彰する。

但し、平成4年までの日本作業療法士協会の正会員としての経験年数も加算する。

(3) 功労表彰

本会の正会員として30年以上継続し、県士会に功労した者を表彰する。

(4) 論文表彰

本会の正会員が発表した論文の中で特に優れた者を表彰する。

(5) 卒業生表彰

石川県内の作業療法士養成校において、優秀な成績を修め、卒業後、石川県内に就職する者をそれぞれの養成校にて各1名を表彰する。

(6) 特別表彰

賛助会員及び士会員において前号に該当しない者で、本会の発展に著しく寄与した者を表彰する。

2 前項に該当しない者で、会長が特に認めた場合は、本会として表彰することができる。
この場合、永年賛助会員等も含まれる。

(表彰の審査)

第3条 表彰にかかわる審査は、次の号とする。

(1) 名誉会員表彰・永年会員表彰・功労表彰・論文表彰・特別表彰

表彰選考委員会が行い、理事会の承認を得て決定する。尚、表彰選考委員会は、国及び各種団体表彰候補者推薦に関する選考を行なうものである。

(2) 卒業生表彰

それぞれの養成校に一任し、理事会の承認を得て決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は年1回行なう。

2 前項のほか特別必要のある場合は、そのつど行なうことができる。

3 第2条の規程に該当し、物故者となった者については前項の規程に基づき表彰することができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行なうものとする。

2 前項の表彰状に副賞を添えることができる。

(改 廃)

表彰規程

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。